



深川交通安全情報

ストップ・ザ・交通事故

令和7年1月31日

深川警察署

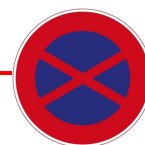
交通課

R6年第42号

路上駐車はやめましょう

～冬期間の路上駐車は、救急車などの緊急車両や除雪作業の妨げとなります～

◆駐停車禁止場所◆



- 「駐停車禁止」の標識がある場所
- 交差点とその側端から5メートル以内の場所
- 横断歩道、自転車横断帯とその端から前後に5メートル以内の場所
- 道路の曲がり角から5メートル以内の場所
- 踏切とその側端から前後10メートル以内の場所
- 安全地帯の左側とその前後10メートル以内の場所
- バス、路面電車の停留所の標示板（標示柱）から10メートル以内の場所（運行時間中）
- トンネル
- 軌道敷内
- 坂の頂上付近
- 勾配の急な坂



◆駐車禁止場所◆



- 「駐車禁止」の標識がある場所
- 駐車場、車庫などの自動車専用の出入口から3メートル以内の場所
- 道路工事の区域の側端から5メートル以内
- 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置や、消防用防火水そうの取り入れ口から5メートル以内の場所
- 消防用機械具の置場、消防用防火水そう、これらの道路に接する出入口から5メートル以内場所
- 火災報知器から1メートル以内の場所
- 駐車すると車の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がなくなる場所

●駐車禁止の場所でなくても、同一の場所に引き続き12時間以上（夜間は8時間以上）駐車することも違法駐車です。

～めざせ 安全で安心な北海道～